

# 国立国会図書館

## 金融所得税制の変遷と現状

—日本版 ISA の導入を踏まえて—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 808 (2013. 11. 26.)

はじめに

### I 金融所得税制の一体化の拡充

- 1 金融所得税制の変遷
- 2 金融所得一体課税

### II 少額投資非課税制度 (ISA) の日英比較

- 1 日本版 ISA の動向
- 2 英国の ISA

おわりに

- 平成 25 年度税制改正では金融所得税制の一体化の拡充と少額投資非課税制度 (日本版 ISA) の拡充措置が図られた。
- わが国の金融所得税制は、シャープ税制以降の経済状況の変化や国際的な潮流、学界での議論等を反映して金融所得一体課税の方向性を強めている。
- 日本版 ISA は国民の資産形成支援を通じた成長マネーの供給拡大を目的として英国の ISA をモデルに創設されたが、制度開始後も利便性向上に努める必要がある。

国立国会図書館

調査及び立法考査局財政金融課

しげたまさみ  
(重田正美)

第 808 号

## はじめに

2013年1月29日に平成25年度税制改正<sup>1</sup>の大綱が閣議決定された。同大綱では、「成長と富の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起を図るための税制上の措置を講ずるとしている。金融所得税制に関する改正点としては、少額投資非課税制度（日本版ISA、愛称NISA<sup>2</sup>）の拡充措置、金融所得課税の一体化の拡充などが挙げられる。日本版ISAは、国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大を図るための制度として、後述する英国のISA（Individual Savings Account）をモデルに創設された。金融所得課税の一体化は、一般の個人が投資を行いやすい環境を整備するという政策的要請のもと、その充実が図られてきている。

本稿では金融所得に係る上記の税制改正について若干の検討を行う。最初に、戦後からの金融所得税制の変遷を整理しつつ金融所得一体課税を巡る経緯を考察する。一方、日本版ISAについては、そのモデルである英国の制度を概観することで、我が国における導入に向けた課題整理への一助としたい。

## I 金融所得税制の一体化の拡充

### 1 金融所得税制の変遷

#### (1) 金融所得税

##### (i) 金融所得とは

所得税法上の金融所得とは、利子<sup>3</sup>・配当<sup>4</sup>・株式等譲渡益（キャピタルゲイン）のことをいう。我が国の所得税法は、総合課税<sup>5</sup>を原則としているが、上記の金融所得は分離課税<sup>6</sup>の対象となっている。

利子所得は他の所得と区別し、その支払いの際に20%の税率により源泉徴収される源泉分離課税である。配当所得も源泉徴収の対象であり、原則20%の税率により所得税が課税される<sup>7</sup>。一定の上場株式等にかかる配当所得については、申告不要の特例により源泉徴収のみで納税を完了することができることから、実際には、源泉分離課税と同様の効果を持つようになった<sup>8</sup>。また、配当所得は、株式譲渡により損失が出た場合の損益通算<sup>9</sup>のため

<sup>1</sup> 内容については、梶善登「平成25年度税制改正案の概要」『調査と情報』773号、2013.3.7.を参照。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8068771\\_po\\_0773.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8068771_po_0773.pdf?contentNo=1)> なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2013年11月5日である。

<sup>2</sup> 2013年1月30日に銀行・証券業等の各業界が参加する「日本版ISA推進連絡協議会（現NISA推進連絡協議会）」が日本版ISAの愛称を「NISA」に決定した。

<sup>3</sup> 利子所得とは公社債や預貯金の利子、合同投資信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配などに基づく所得をいう。

<sup>4</sup> 法人から受ける剰余金の配当、利益の配当などに係る所得。

<sup>5</sup> 所得税法では、所得の発生形態によって10種類の所得分類を設け、それぞれの収入または経済的利益から必要経費や給与所得控除などを差し引く所得金額の計算方法を定めており、原則としてこれら10種類の所得金額を合計した金額から、基礎控除、配偶者控除などの所得控除額を差し引き、その残額に対して超過累進税率を適用して所得税額を計算する。

<sup>6</sup> 総合課税制度の下で、特定の種類の所得を他の種類の所得と合算せず、分離して課税すること。一部の所得について、累進税率の適用を緩和することを目的とする（金子宏『租税法（第十八版）』弘文堂、2013、p.182）。

<sup>7</sup> 総合課税も選択できる。この場合、配当控除が適用される。

<sup>8</sup> 金子 前掲注(6)、p.205。

に申告分離課税を選択することも可能である<sup>10</sup>。株式等譲渡益は原則として申告に基づく分離課税である<sup>11</sup>。

(ii) 金融所得の定義と課税方法を巡る考え方

金融所得をどのように定義し、どのように課税するべきかについては、議論が長く展開された経緯がある。この議論は所得の範囲をどのように構成するかについての、2つの考え方に関わっている。その1つは制限的所得概念(所得源泉説)であり、経済利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反復的・継続的に生ずる利得のみを所得とみなし、一時的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方である。欧州諸国の所得税制度は、伝統的にこの考え方に基づいており、株式等譲渡益(キャピタルゲイン)のような一時的・偶発的利得は長い間課税の対象外であった。

一方、もう1つの包括的所得概念においては、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するため、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれる<sup>12</sup>。現在の諸外国の租税制度では、これら2つの考え方のうち、包括的所得概念が全般的に有力な状況にある<sup>13</sup>。その理由としては、包括的所得税理論の明快さ、公平負担の原則に合致すること、再分配機能を高めること、所得の範囲を広く構成する(課税標準を広げる)ことで、所得税制度の持つ景気調整機能が增大すること等の理由が挙げられよう<sup>14</sup>。今日の日本における税制の基礎を形作ったシャープ勧告(1949～1950年)は、包括的所得税の考え方に基づいていた。

しかし、1980年代以降の経済学界では、給与などの労働所得と資本所得(金融所得)を同一視してそれらに同じ税率で課税する包括的所得税は、効率性の観点からは望ましくないという考え方が台頭してきた。特に、資本所得に対して重く課税するのは労働所得に重課するのに比べて経済活動を大きく阻害し効率性を損なうので望ましくないとの研究結果が多く出ている<sup>15</sup>。膨大な口数に及ぶ預貯金からの利子所得や、大量反復的に行われる有価証券等の保有や取引から生じる配当所得・譲渡所得を正確に捕捉し課税するのは困難であるという税務行政上の問題<sup>16</sup>や、金融取引が電子化・国際化している現状では自国の租税負担が重ければすぐに外国に資金移動してしまう資本逃避の問題も、強く指摘されるようになってきている<sup>17</sup>。

包括的所得税論とそれに対する批判は、金融所得課税のあり方として公平性と効率性のどちらを重視するべきかを巡る議論とみることができる。今日では、学界での議論も反映して、各国の金融所得課税は公平性よりも効率性を重視する方向に傾きつつある。事実、次項以下で見ると、日本を含めた主要国では様々な変遷を経つつ、金融所得を総合課

<sup>9</sup> 一定の方法によりある所得種類のマイナスを他の所得種類のプラスと相殺することをいう(所得税法第69条)。

<sup>10</sup> 上場株式等の配当所得課税と株式譲渡益課税については2013年末までは10%の軽減税率が適用される(後述)。

<sup>11</sup> 特定口座で源泉徴収を行う場合は申告不要も選択できる。

<sup>12</sup> 1913年に米国で採用された連邦所得税制度は基本的にはこの考え方を採用しており、全ての所得を課税対象とすることとされた。

<sup>13</sup> ドイツでは最近まで制限的所得概念を採用していたが、2009年税制改正により、株式譲渡益について原則非課税から源泉分離課税に変更された(後掲注(20))。

<sup>14</sup> 金子 前掲注(6), pp.174-179.

<sup>15</sup> 土居丈朗「経済教室 エコノミクストレンド、包括的所得税に負の側面」『日本経済新聞』2010.4.5; 橋本恭之・鈴木善充『租税政策論』清文社, 2012, pp.76-79.

<sup>16</sup> この点に関し、2013年に成立したマイナンバー法により番号制度の導入が図られることで金融所得の捕捉が容易になるという意見がある(森信茂樹「マイナンバー制度」と金融所得課税』『税研』29(2), 2013.7, pp.34-44)。

<sup>17</sup> 岩崎政明「金融所得・金融資産課税改革の方向性」『税研』28(6), 2013.3, pp.36-39.

税の対象から除外し、累進所得課税よりも相対的に低い税率で分離課税を行っている国が多い。

### (iii) 諸外国の金融所得税制

主要国の金融所得税制は次の通りである(表1)。米国(連邦税)では、利子所得は原則総合課税であるが、配当所得と株式譲渡益は他の所得から分離した上で段階的課税となっている。英国も、銀行利息等は20%の源泉徴収が行われた上でその他の金融所得と合算し、給与所得等とは別の税率(段階的課税)で課税される<sup>18</sup>。ドイツは2009年以降、金融所得については税率25%の申告不要の源泉分離課税制度<sup>19</sup>が導入されている<sup>20</sup>。一方、フランスでは、2013年から利子、配当、株式譲渡益のいずれも総合課税に一本化された。

また、これらの主要国以外を見ると、北欧諸国では、二元的所得税(dual income tax)を導入している国が多い。二元的所得税とは、個人の所得を賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン等の「資本(金融)所得」に分けて、勤労所得には所得再分配の観点から累進課税を課すが、資本所得については分離して比例税率を課すという税制である。

二元的所得税は、1987年にデンマークで初めて導入され、現在では北欧諸国を中心に<sup>21</sup>導入されている。北欧諸国が二元的所得税を導入した1990年前後には、課税ベースの拡大の必要性、海外への資本逃避防止、金融所得間の中立性の確保<sup>22</sup>などの問題意識があった。北欧諸国の二元的所得税では、資本所得に対する税率が、勤労所得の最低税率及び法人税率と同水準に設定されている。ただし、これらの国々の勤労所得の最低税率は30%前後に設定されており、我が国等と比べて著しく高水準である。

<sup>18</sup> 英国の個人所得税は、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、各所得が、積み上げた総額の中でどのブラケット(tax band)に対応するかを確認し、そのブラケットに属する金額に、各所得の種類に応じた税率を適用する。源泉徴収後、確定申告(Tax Return)を行って支払った税額の過不足を調整する。

<sup>19</sup> 総合課税も選択可能。詳細は表1の(注7)を参照。

<sup>20</sup> ドイツは2008年までは、有価証券の譲渡益は原則非課税とした上で、投機売買(保有期間12か月以下)等に限り課税していた。しかし、租税回避行為に対応するなど課税の平等性を高めること、税制を簡素化して外国からの投資を誘発することを目指して2009年税制改正が行われた(伊田賢司「ドイツ税制改革」『立法と調査』293号, 2009.6, p.16)。

<sup>21</sup> 典型的な二元的所得税の導入事例としては、スウェーデンの1991年税制改革が挙げられる。当時の改革では、資本所得を30%の一律分離課税とし、利子・配当・キャピタルゲイン間の損益通算を認め、さらに個人所得税の税率を73%から51%(うち31%は地方税)に、また法人税の税率を57%から30%へと大幅に引き下げた。2012年現在では、個人所得税の最高税率は56.6%(地方税含む)、法人税は26.3%である(翁百合ほか『北欧モデル—何が政策イノベーションを生み出すのか』日本経済新聞出版社, 2012, pp.128-142)。

<sup>22</sup> 多様な金融商品を一体化し、同じ課税制度と税率を課すことで、金融商品の選択の際に公平性が確保できる。

表1 主要国の金融所得税制の概要

2013年1月現在

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子課税	【源泉分離課税】20% (注1)	【総合課税】10-39.6%+州・地方政府税 (注2)	【段階的課税】10, 20, 40, 45% (注4) 銀行利息等は支払い時に20%の源泉徴収	【源泉分離課税 (申告不要)】26.375% (所得税25%+連帯付加税: 税額の5.5%) 総合課税も選択可 (注7)	【総合課税】21-60.5% (所得税5.5-45%+社会保障関連諸税15.5%) (注8)
配当課税	【申告不要と総合課税との選択】 (申告不要) 20% (2013年末まで10%) の源泉徴収、又は (総合課税) 10-50% (2009年以後は株式譲渡損との損益通算のため申告分離課税も選択可20% (2013年末まで10%) )	【段階的課税 (連邦税)】0, 15, 20% (注3) + 【総合課税 (州・地方政府税)】	【段階的課税】10, 32.5, 37.5% (注5)	【源泉分離課税 (申告不要)】26.375% (所得税25%+連帯付加税: 税額の5.5%) 総合課税も選択可 (注7)	【総合課税】21-60.5% (所得税5.5-45%+社会保障関連諸税15.5%) (注8)
株式譲渡益課税	【申告分離課税】20% (2013年末まで10%) 特定口座で源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可20% (2013年末まで10%)	【段階的課税 (連邦税)】0, 15, 20% (注3) + 【総合課税 (州・地方政府税)】	【段階的課税】18, 28% (注6)	【源泉分離課税 (申告不要)】26.375% (所得税25%+連帯付加税: 税額の5.5%) 総合課税も選択可 (注7)	【総合課税】21-60.5% (所得税5.5-45%+社会保障関連諸税15.5%) (注8) (注9)

(注1) 日本の税率20%は所得税15%+住民税5%。軽減税率10%は所得税7%+住民税3%。日本の制度の詳細は表2を参照。

(注2) 州・地方政府税については税率等は各々異なる。

(注3) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、配当所得と長期キャピタルゲインのうち、36,250ドル以下の課税段階(ブラケット)に対応する部分は0%、36,250ドル超の部分は15%、400,000ドル超の部分は20%の税率が適用される (単身者の場合)。

(注4) 利子所得のうち、2,710ポンド以下のブラケットに対応する部分は10%、32,010ポンド以下は20%、150,000ポンド以下は40%、150,000ポンド超は50%の税率が課される。銀行利子等で源泉徴収された分については申告することで税額調整される。

(注5) 配当所得のうち、32,010ポンド以下のブラケットに対応する部分は10%、150,000ポンド以下は32.5%、150,000ポンド超の部分は37.5%の税率が課される。

(注6) 株式譲渡益 (キャピタルゲイン) のうち、32,010ポンド以下のブラケットに対応する部分は18%、それ以上は28%の税率が課される。

(注7) 資本所得と他の所得を合算して、総合課税の所得税率が25%以下のものは、申告により総合課税の税率が適用される。申告の結果、総合課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合は税務当局によって資本所得は申告されなかったものとして扱われ、26.375%の源泉徴収課税のみがなされる。

(注8) フランスの2013年予算法において、利子、配当、譲渡益について分離課税との選択制が廃止され、2013年分所得から累進税率による総合課税制度が一律適用されることとなった。

(注9) 個人が、株式を2006年から8年超保有した場合は所得税が非課税となり、税率は15.5%となる。

(出典) 財務省資料、各国の資料を基に筆者作成。

## (2) 日本の金融所得税制の変遷

我が国の金融所得の課税制度は、現在まで様々な変更を経ている（表2）。

表2 金融所得税制の変遷（主なもの）

年度	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
	【1971年～ 総合課税又は源泉分離課税（35%）】 ・1963年～ 少額貯蓄非課税制度（マル優）	【1965年～ 総合課税又は源泉分離課税（35%）の選択（1銘柄50万円未満等）もしくは申告不要制度（20%）（1銘柄10万円未満等）】	【1953年～ 原則非課税（売買回数が多い、売買株式額が多額、事業等の譲渡に類似する株式譲渡等の場合は総合課税）】
1988	【源泉分離課税に一本化（20%） [所得税15%、住民税5%]】 ・少額貯蓄非課税制度（マル優）の原則廃止（老人等少額貯蓄非課税制度に改組）		
1989			・原則課税化【申告分離課税（26%）と源泉分離課税（20%、みなし利益方式）の選択】（注）
2002	障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		・特定口座制度の創設（証券会社の源泉徴収口座。利用者は確定申告が不要になる）
2003		・源泉分離課税の廃止【申告不要と総合課税の選択】 ・上場株式等（大口以外）の申告不要制度の適用上限額の撤廃 ・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）[所得税7%、住民税3%] （2003年4月から適用。当初は2008年3月まで、その後2013年末まで延長）	【申告分離課税へ一本化】 ・上場株式等に係る税率引き下げ（26→20%）[所得税15%、住民税5%] ・上場株式等に係る軽減税率（10%）[所得税7%、住民税3%] （2003年1月から適用。当初は2008年3月まで、その後2013年末まで延長） ・上場株式等の譲渡損失の繰り越し控除制度の創設
2004			・非上場株式に係る税率引き下げ（26→20%）[所得税15%、住民税5%]
2008		・上場株式等の申告分離課税の創設（2009年1月～）【申告不要、総合課税、申告分離（上場株式等）を選択】	上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算制度導入（2009年分から、特定口座を利用した損益通算は2010年分から）
2010		2012年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて、少額投資非課税制度（日本版ISA）の導入を決定	
2011		・上場株式等に係る軽減税率（10%）を2013年末まで延長 ・日本版ISAの適用開始時期を2014年に延期	
2013		・日本版ISAの内容を拡充（開始時期は2014年1月） ・公社債等の利子及び譲渡損失、上場株式等に係る所得等の間の損益通算範囲を拡大（2016年から適用）	

（注）申告分離課税を選択すると、譲渡益に26%課税され、源泉分離課税を選択すると、譲渡価額の5.25%を利益とみなし、その利益額の20%（譲渡価額の1.05%）が課税される。申告分離課税は他の株式譲渡損益と年間通算できるが、手続きの煩雑さから多くの個人投資家は源泉分離課税を選択した。

（出典）財務省資料、税制調査会資料を基に筆者作成。

戦後のシャウプ勧告では、金融所得も総合課税の対象となっていたが、実施上の難点が多かったことから、様々な制度改正が行われた。利子所得については、貯蓄奨励や資本蓄積等の政策要請に応じ、「少額貯蓄非課税制度<sup>23</sup>（マル優）」の導入や、「源泉分離選択課税

<sup>23</sup> 昭和38年度税制改正で導入され、昭和63年度税制改正で原則廃止された。

制度<sup>24</sup>」と総合課税が両立したり、どちらか一方になったり等の複雑な変遷を経て、1988年の税制改正後は、20%の源泉分離課税制度が続いている。配当所得は、「総合課税と源泉分離課税の選択」を経て、2008年以降「申告不要（源泉徴収課税）、申告分離（上場株式等）と総合課税の選択」となっている。株式譲渡益（キャピタルゲイン）については、「原則非課税」そして「申告分離課税と源泉分離課税（みなし利益率課税）の選択」を経て、2003年以降申告分離課税に一本化された<sup>25</sup>。

このように、それぞれに多少の差はあるものの、総合課税から金融所得の分離課税へと大きな流れは一致している<sup>26</sup>。これは、次項で述べる金融所得課税の一体化への流れに沿ったものと言えよう。

## 2 金融所得一体課税

### (1) 金融所得一体化の意義

前項の通り、我が国では金融所得に対しては何らかの形の分離課税が行われてきたが、利子、配当、キャピタルゲインの種別ごとに税率が異なっていたり、総合課税制度（所得に応じた累進税率）が部分的にとられていたりするなど、納税者にとって分かりやすい、簡素な制度とはいえなかった。そこで、金融商品・金融取引の違いにかかわらず同一税率で分離課税し、さらに金融所得間の損益通算や損失の繰り越しを広く認める制度をとるべきであるという意見が広がってきた<sup>27</sup>。これが金融所得課税の一体化の考え方である。

こうした金融所得への優遇措置ともとれる制度に対しては、金融所得は、資産性所得として勤労性所得（給与・退職所得等）よりも高い担税力を有するから、それに対して勤労性所得よりも軽く課税することは公平負担の原則に反する不公平税制である、という批判がある<sup>28</sup>。しかし、前述したように、金融所得への重課は税務技術上の問題や資金逃避の可能性があること、各国の金融所得課税は公平性よりも効率性を重視する傾向にあること等も背景にあり、経済政策的にはこの制度は理由があると言われている<sup>29</sup>。

### (2) 金融所得一体課税の議論の推移

政府税制調査会の答申等において「金融所得課税を一体化すべき」との方向性が初めて言及されたのは2002年である。平成15年度答申（2002年11月）<sup>30</sup>では「金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性

<sup>24</sup> 源泉分離選択課税は昭和15年度税制改正で導入され、戦後の昭和25年度税制改正で廃止されたが翌年度に復活した。その後、昭和28年度税制改正で源泉分離課税に一本化されたが、昭和46年度税制改正で申告納税と源泉分離課税が再び選択できるようになった（栗原み『日本の預金利子課税制度』日本経済評論社、1985、pp.41-112；小川幹夫「わが国の預金利子課税制度の変遷」『金融』687号、2004.6、pp.26-29）。

<sup>25</sup> 源泉分離課税の廃止に伴い、納税者の事務負担を軽減するために創設された特定口座を通じて行われる一定の上場株式等の譲渡については、簡便な申告または源泉徴収により納税手続きが終了する特例が設けられている。

<sup>26</sup> 渡辺裕泰「金融所得課税のあり方と一体化課税の経緯と現状」『税研』152号、2010.7、p.14。

<sup>27</sup> 森信茂樹「金融所得一体課税のメリットと課題 税制で豊富な個人金融資産の活性化を」『金融財政事情』64(3)、2013.1.21、pp.30-33。

<sup>28</sup> 北野弘久・谷山治雄『日本税制の総点検』勁草書房、2008、pp.98-100。

<sup>29</sup> 金子 前掲注(6)、pp.187-188。

<sup>30</sup> 税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」2002.11、pp.12-13。<<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/141119.pdf>>

を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせて検討すべきである」と述べている。そして、2003年6月の政府税制調査会の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」<sup>31</sup>では、「金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである」との方針を明確に打ち出している。

これを受けて政府税制調査会金融小委員会において2003年10月から検討が始まり、2004年6月にその答申（「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」）<sup>32</sup>が公表された。同答申では、「我が国の所得税制は、包括的所得税を基本として構築されているが、金融所得課税については、課税ベース拡大のための取組みの中で、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されてきた。今般の金融所得税の一体化は、現下の「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税を再構築するものである」とし、分離課税を続けながら金融所得課税の一体化を進めていく旨を述べている<sup>33</sup>。

なお、北欧諸国で導入されている二元的所得課税については、1990年代後半以降政府税制調査会や金融庁の金融税制研究会などで議論が進められてきた<sup>34</sup>。金融庁の研究会は、「金融所得課税の一体化は、必ずしも「金融所得」といった所得類型の新設、あるいは、あらゆる所得の課税の二元化を目指しているわけではない。中立で簡素な税制を実現し、納税者に分かりやすく、かつ執行の容易な金融税制を目指すという目的に合致するよう、実効性・実現可能性を加味した検討が必要である」と指摘している。このことから窺えるように、政府は、二元的所得税への移行に必ずしも積極的ではなく、それを将来の検討課題と位置づけるにとどまっている<sup>35</sup>。

### （3） 金融所得一体課税の現状

前項で述べたように、既に平成15年度税制改正により、株式の譲渡益課税は特定口座（源泉徴収口座）によるものを除き、申告分離課税制度に一本化された。平成20年度税制改正では、個人投資家の株式投資リスクを軽減するために、上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みが導入（2009年分から実施）され、株価の値下がり等による譲渡損失を配当所得（申告分離課税を選択したものに限る）から控除できるようになった。2010年1月1日からは、この損益通算制度は特定口座においても適用可能になった。

金融所得の一体課税は、平成25年度税制改正でもさらに拡充された。2009年以降、株式や株式投信の配当や売却損益に限定して上記の損益通算を認めていたが、2016年1月か

<sup>31</sup> 税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」2003.6, pp.12-13. <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/150617.pdf>>

<sup>32</sup> 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」2004.6.15. <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/160615a.pdf>>

<sup>33</sup> 平成19年度税制調査会答申（2006年12月1日）においても、個人の投資リスクの軽減、リスク資産への投資促進を図るため、金融所得間で損益通算できる範囲を本格的に拡大するべきであると述べられている。

<sup>34</sup> 森信 前掲注(27), p.31.我が国で二元的所得課税を初めて問題提起したのは、1997年12月の政府税制調査会金融課税小委員会の中間報告書である。

<sup>35</sup> 金融庁金融税制研究会「金融所得一体課税—その位置づけと導入にあたっての課題—」2007.10, p.9. <[http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryou/20100611/02\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryou/20100611/02_b.pdf)> 二元的所得税について、大武健一郎財務省主税局長（当時）は次のように答弁している。「金融の在り方を考えると、…（中略）…、将来的にこれを二元化するか、…（中略）…今のような形の包括的所得税のまま置いておくのか、そこはなお、残念ながらまだ課題としてこれから議論していく。」（第156回国会参議院財政金融委員会会議録第4号 平成15年3月25日 p.28）



らは公社債等の利子や売却損益も損益通算できるようになる。また、株式等の譲渡所得と配当所得の軽減税率（10%）が2014年1月で本則20%に戻ることにより、後述の日本版ISA制度に基づくものを除く全ての金融所得に対し、一律20%で課税されることとなる。

## Ⅱ 少額投資非課税制度（ISA）の日英比較

### 1 日本版ISAの動向

#### （1）導入の経緯

日本版ISAとは、上場株式の配当、公募株式投資信託などの分配金と、これらの売却益（譲渡益）を非課税とする制度である。個人投資家が年100万円の範囲で株式や投信を購入した場合、通常ならば20%かかる売却益と配当に対する税が非課税になる。

この制度は、上場株式等の譲渡益、配当に対する軽減税率が2011年末に終了することの緩和措置として、平成22年度税制改正により導入が決定された<sup>36</sup>。その後軽減税率は平成23年度税制改正により2013年末まで延長されることになり、それに伴い日本版ISAも当初の2012年1月からの導入が2年延期され、2014年1月1日から開始されることとなった。

#### （2）平成25年度税制改正による日本版ISAの拡充

平成25年度税制改正では、日本版ISAの拡充が図られた（表3）。具体的には、非課税適用期間は5年間（ISAの導入を決定した当初は10年間）だが、毎年100万円までの非課税投資（買付け）ができる期間（投資可能期間）をISAの導入決定当初の3年間から10年間（2014年1月～2023年12月）に拡充する。毎年新たな口座の開設は不要（原則1人1口座）とし、利用手続きの簡素化等の措置を講ずることとしている（図1）。なお、対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能にすることについては、金融所得課税の一体化の進展等を踏まえつつ今後検討を行う<sup>37</sup>。

これら一連の措置は、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、日本経済にとって必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点から、金融資本市場の活性化を図るものである<sup>38</sup>。金融庁の2013年度税制改正要望<sup>39</sup>では、日本版ISAを軽減税率の終了に対する激変緩和措置としてではなく、個人の株式・株式投信への投資を促進させる重要なツールと位置づけた上で、制度の恒久化、対象商品の拡大等を含めた制度の拡充・簡素化を提案している。

<sup>36</sup> 財務省「平成22年度税制改正」<[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei10/01/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei10/01/index.htm)>

<sup>37</sup> 自由民主党・公明党「平成25年度税制改正大綱」2013.1.24, pp.20-22. <[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf085\\_1.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf)>

<sup>38</sup> 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（2013年1月11日閣議決定）<[http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2013/\\_icsFiles/afiedfile/2013/01/11/20130111keizaitaisaku.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/01/11/20130111keizaitaisaku.pdf)>

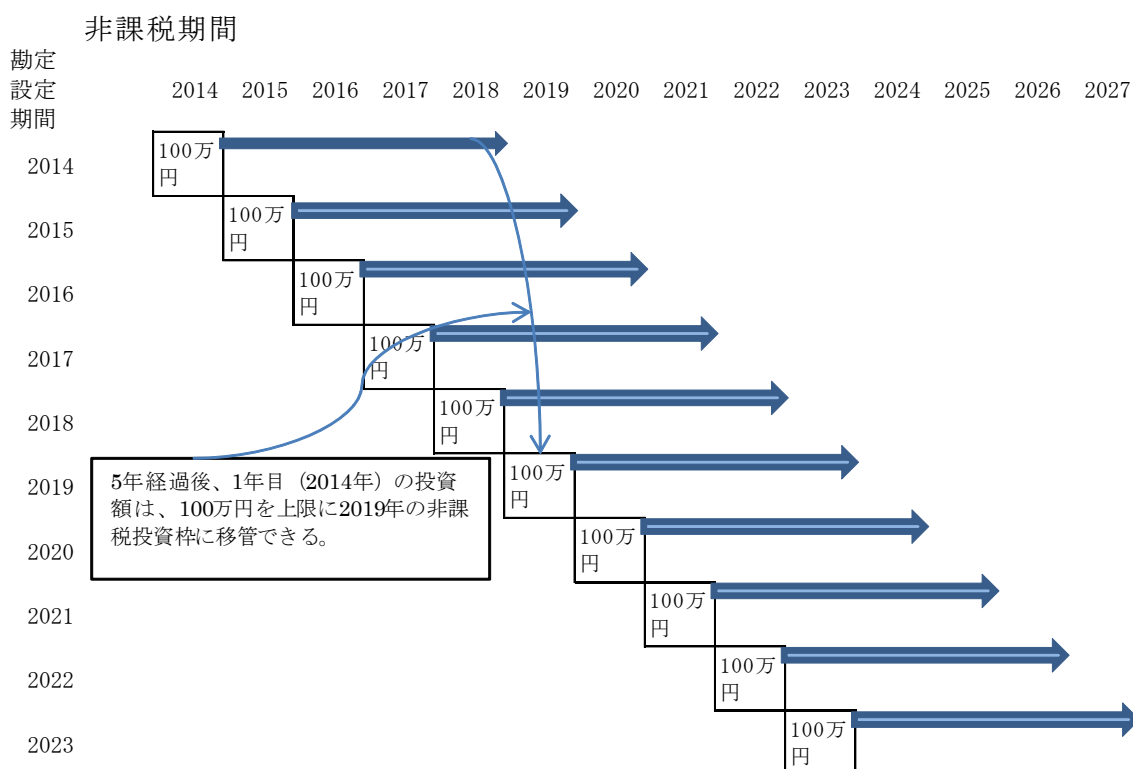
<sup>39</sup> 金融庁「平成25年度税制改正要望項目」2012.9. <<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130129-2/02.pdf>>

表3 日本版ISAの概要（制度拡充後）

口座開設者	20歳以上居住者
投資対象	上場株式と公募株式投資信託
非課税対象	配当、譲渡益
非課税投資額	毎年,①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰り越し不可)
非課税投資総額	500万円 (100万円×5年間)
口座開設期間	2014年1月1日～2023年12月31日の10年間
保有期間	最長5年、途中売却は自由(ただし売却部分の枠は再利用不可)

(出典) 財務省資料を基に筆者作成。

図1 運用のイメージ



(出典) 金融庁資料、日興アセットマネジメント「日本版ISAの概要を知る」を基に筆者作成。

### (3) 日本版ISAへの評価

日本版ISAは、前項で述べた通り、幅広い世帯に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供し、老後の備えや教育資金などを確保するための国民の自助努力を本格的に支援する制度として位置づけられた<sup>40</sup>。

運用例としては、次のようなものが考えられる<sup>41</sup>。ある企業の株式を100万円分買うと、

<sup>40</sup> 同上

<sup>41</sup> 「こうなる税制改正 2013(3) 少額投資非課税制度」『日本経済新聞』2013.1.30.

日本版 ISA のもとでは 5 年間はその株式からの配当や売却益に税金はかからない。年 100 万円の投資額が 5 年分あるので非課税扱いの投資枠は最大 500 万円分となる。非課税適用期間は 5 年間だが、制度は 10 年間存続する。最初の年に投資した分は 6 年目には非課税適用が無くなるが、翌年の非課税枠に、時価で 100 万円までの範囲であれば移管することができる。100 万円を超えた部分は課税口座（特定口座や一般口座）に移すか売却することも可能である<sup>42</sup>。

日本版 ISA の導入について、日本証券業協会は、業界として積極的に取り組む方針を決定している<sup>43</sup>。一方で個々の証券会社には、収益性に疑問がある、口座の管理コストがかかるのに少額投資を扱って手数料収入に見合うのか、といった消極的な意見もある<sup>44</sup>が、個人資金をリスクマネーに直接振り向けるために、日本版 ISA は有効な施策となり得るという積極的な評価も見受けられる<sup>45</sup>。また、金融庁の研究会報告書では、日本版 ISA の導入は積立式の資産形成の 1 つのインセンティブとして活用することが望ましいとする一方で、日本版 ISA の主力商品となり得ると考えられる投資信託の重要情報（手数料やリスク・リターン）について、販売業者はより分かりやすい開示をすべきであり、中立的機関による分かりやすい金融商品の比較情報の提供が必要である、と述べている<sup>46</sup>。

現状では日本版 ISA は時限的措置とされており、金融商品購入後にその組み合わせを換えることやいったん売却して同じ非課税枠を再利用することができない、新規投資後に運用商品の譲渡益、配当や分配金が非課税となる期間は当初の 10 年から 5 年に短縮されている等、利便性の点から課題が残されている。

## 2 英国の ISA

### （1）創設の経緯

英国では、1999 年税制改正で ISA が導入され、10 年以上が経過している。ISA は、1987 年に導入された PEP (Personal Equity Plan, 個人持株制度) と、1991 年に導入された TESSA (Tax Exempt Special Savings Account, 免税貯蓄口座) を統合し、個人投資家の投資や貯蓄を奨励する制度として導入された。

PEP では、18 歳以上の居住者が年間 6,000 ポンド（約 84 万円<sup>47</sup>）を上限として、英国企業が発行する株式等を購入した場合の譲渡益及び配当からの株式への再投資分が非課税とされていた。一方 TESSA は、18 歳以上の居住者が銀行・住宅金融組合等の特別な口座に 9,000 ポンド（約 12 万 6,000 円）までを上限として預け入れる（5 年間の据え置き）ことで受取利子が非課税となる制度である。どちらも個人の貯蓄を増やす一定の効果はあったが、1999 年当時の労働党政権はさらなる貯蓄率の向上が必要と考え、その方策として

<sup>42</sup> 野村アセットマネジメント「そもそも「日本版 ISA」って何？」2013.2. <[http://www.nomura-am.co.jp/isa/common/pdf/pdf\\_130201\\_about-isa.pdf](http://www.nomura-am.co.jp/isa/common/pdf/pdf_130201_about-isa.pdf)>

<sup>43</sup> 日本証券業協会「会長記者会見」2013.2.20. <<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/130220youshi.pdf>>

<sup>44</sup> 「ISA、つれない？証券界」『日本経済新聞』2013.2.11.

<sup>45</sup> 高田創「日本版 ISA はリスクマネー創出に必要なだ」『リサーチ TODAY』みずほ総合研究所、2013.3.15. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt130315.pdf>> 一方で、預貯金が金融資産の主体となっている中高年層は元本割れリスクを嫌う、そもそも若年層はリスク投資に回すような余裕はない、といった批判的な意見もある（「顧客争奪戦過熱「NISA」」『東京新聞』2013.8.3）。

<sup>46</sup> 金融庁金融研究センター『「金融経済教育研究会」研究会報告書』DP 2013-1, 2013.4. <<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>>

<sup>47</sup> 1 ポンド 140 円で換算、以下同じ。

PEP と TESSA を整理・統合して導入したのが ISA であった<sup>48</sup>。

英国の ISA はまずは 10 年間の時限措置として導入されたが、当初から 10 年で打ち切る想定はなく、現在では制度はほぼ恒久化したものと考えられている<sup>49</sup>。英国歳入関税庁 (HMRC) は、ISA 導入から 8 年後の 2007 年にその効果を検証するレポートを作成している<sup>50</sup>。同レポートでは ISA の制度が利用者にとって魅力的であるが使い勝手に改善の余地があるとしており、この調査結果を基に、ISA は継続的な見直しが図られている。

導入当初の ISA は、株式型 ISA (stocks and shares ISA)、預金型 ISA (cash ISA) 及び保険型 ISA (life insurance ISA) の 3 種類から構成されていたが、2005 年 4 月の税制改正で保険型 ISA は株式型 ISA に整理・統合された。ISA の上限額は、1999 年から 2008 年までは総額で 7,000 ポンド (約 98 万円、預金型 ISA は 3,000 ポンド (約 42 万円) を上限とする) であったが、その後の物価上昇を反映し、2012 年税制改正で総額 11,280 ポンド (約 157 万 9,200 円)、預金型 ISA は 5,640 ポンド (約 78 万 9,600 円) が上限となった。

## (2) 制度の概要

### (i) 株式型 ISA

株式型 ISA は、18 歳以上の英国居住者が、ISA マネージャー (FCA (金融行為監督機構<sup>51</sup>) から認可を受けた証券業者、銀行、保険会社、投資信託委託会社等) に株式型 ISA 口座を開設し、年間 11,280 ポンド (約 158 万円) を上限として、株式、公社債、投資信託、保険などの金融商品に投資し、当該金融商品から生じる利子、配当、譲渡益を非課税とするものである。口座からの引き出し及び途中売却は自由で、非課税期間も無期限である。

### (ii) 預金型 ISA

預金型 ISA は、16 歳以上の英国居住者が、ISA マネージャーに預金型 ISA を開設し、年間 5,640 ポンド (約 79 万円) を上限として、預金や MMF<sup>52</sup>などの金融商品に投資し、当該金融商品から生じる利子を非課税とするものである。株式型 ISA と同様に、口座からの引き出しは自由であり、非課税期間も無期限である。

ISA の利用者は、株式型 ISA と預金型 ISA をそれぞれ開設することができる (ただし別々の ISA マネージャーで口座を作る必要がある)。また、年間限度額の範囲であれば、株式型 ISA で保有する金融商品を、別の株式型 ISA に移管することができる。預金型 ISA の預金を別の預金型 ISA や株式型 ISA に移管することも可能である<sup>53</sup>。

<sup>48</sup> 日本証券経済研究所編『図説イギリスの証券市場 2009 年版』2008, pp.148-154. なお、TESSA も統合されたため、日本版 ISA とは違い投資対象に預金や債券を含んでいる。

<sup>49</sup> 日本証券業協会「英国の ISA の実施状況について」2012.12, p.9. <<http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/12/1211/isatyousohoukoku2.pdf>>

<sup>50</sup> Suzanne Hall, Nick Pettigrew, Stephen Bell, “Saving in ISAs Final Report,” HM Revenue and Customs, 2007. 10. <<http://www.hmrc.gov.uk/research/final-report-isa.pdf>>

<sup>51</sup> 英国では 2012 年金融サービス法の成立に伴い、2013 年 4 月に FPC (Financial Policy Committee, 金融監督委員会)、PRA (Prudential Regulation Authority, 健全性機構)、FCA (Financial Conduct Authority, 金融行為監督機構) が発足し、従来の金融監督当局であった FSA (金融サービス機構) は解体された。ISA マネージャーの許認可と監督権限は FCA と PRA がそれぞれ引き継ぐこととなった (FCA <<http://www.fca.org.uk/about/why-we-do-it/statutory-objectives>>, PRA <<http://www.bankofengland.co.uk/pr/Pages/default.aspx>>; 小林襄治「英国の新金融監督体制とマクロプルーデンス政策手段」『証券経済研究』82 号, 2013.6, pp.21-39; ゆうちょう財団「平成 24 年度郵便貯金等リテール金融分野等に係る各国諸制度の実態調査 XIV. 英国」<[http://www.yu-chof.jp/research/foreigncountries\\_research/detail/United\\_Kingdom.pdf](http://www.yu-chof.jp/research/foreigncountries_research/detail/United_Kingdom.pdf)>。

<sup>52</sup> 短期公社債投資信託 (Money Management Fund) のこと。債券の運用を中心とした投資信託である。

<sup>53</sup> HM Revenue and Customs, “Individual Savings Account (ISA) Statistics,” 2013.9, pp.6-7. <<http://www.hmrc.gov>>

## (iii) ジュニア ISA

2011年11月よりジュニア ISA (junior ISA) が導入された。これは、2005年4月に導入された CTF (Child Trust Fund) に代わるものである。CTF は 2002年9月1日以降に生まれた英国在住の子供を対象に、CTF 口座に政府から給付金<sup>54</sup>が支給され、ISA と同様にその口座で発生する配当、受取利子、キャピタルゲインが非課税とされる制度である。家計からの年間拠出額の上限は 1,200 ポンド (約 16 万 8,000 円) とされ、子供が 16 歳になるまで両親等が運用・管理し、18 歳になると引き出しが可能となる<sup>55</sup>。

ジュニア ISA は、CTF 口座を持たない 18 歳以下の子供が対象である。政府からの給付金はなく、年間拠出限度額は 3,600 ポンド (約 50 万円) <sup>56</sup>であり、16 歳になると預金型 ISA 及び株式型 ISA それぞれに口座を持つことができる。CTF と同様、16 歳までは両親等が口座を運用・管理し、18 歳になった時点で自動的に通常の ISA に移行して、引き出しが可能になる (表 4)。

表 4 英国 ISA の概要

	株式型ISA	預金型ISA	ジュニアISA
口座開設者	18歳以上居住者	16歳以上居住者	18歳未満の子供 (注1)
投資対象	上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金等	預貯金、公社債投資信託	ISAと同じ
非課税対象	利子、配当、譲渡益等	利子	利子、配当、譲渡益
非課税投資額	11,280ポンド (約158万円)	5,640ポンド (約79万円)	3,600ポンド (約50万円) (注2)
非課税投資期間	無期限	無期限	子が18歳に達するまで
口座開設期間	恒久	恒久	
保有期間	恒久	恒久	

(注 1) 1 ポンド=140 円で換算。

(注 2) 口座管理は 16 歳までは保護者が行う。子が 18 歳に達すると ISA に移行する。

(注 3) 16 歳になると株式型、預金型の両方の口座を保有できる。この場合の上限は合計で 7,200 ポンド (約 100 万円)。

(出典) 野尻哲史「スタート日本版 ISA (1) 英国でのつかわれ方」『エコノミスト』91(7), 2013.2.12, p.109; HM Revenue and Customs (英国歳入関税庁) 資料を基に筆者作成。

## (3) 運用状況

ISA の運用、利用状況については、歳入関税庁のレポート<sup>57</sup>により、定期的に詳細な分析がなされている。ISA の口座開設、資金拠出額は 1999 年の開始以降順調に伸びており、2011 年度 (2012 年 4 月 5 日まで) の新規開設口座数は約 1420 万口座、新規拠出額は約 535 億ポンド (約 7.5 兆円) であった。なお、拠出額の 80%が預金型 ISA で運用されてい

ov.uk/statistics/isas/statistics.pdf>

<sup>54</sup> 制度導入当初は、口座開設時と 7 歳になった時に政府から各 250 ポンド (約 3 万 5000 円) 支給された (低所得世帯は 500 ポンド (約 7 万円))。保守党政権に交代後の 2010 年 8 月以降、支給額は 50 ポンド (約 7000 円) に減額され、2011 年 1 月以降、政府給付金の支給制度は停止された。

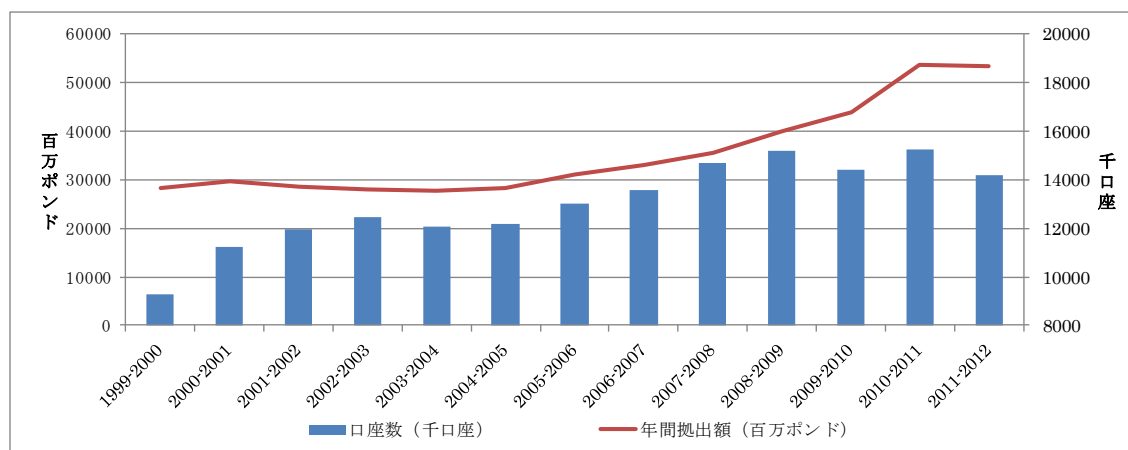
<sup>55</sup> 宮本佐知子「拠出限度額を引き上げて導入される英国ジュニア ISA」『資本市場クォーターリー』15(2), 2011. 秋号, pp.94-95.

<sup>56</sup> これまでの CTF も引き続き維持・利用でき、拠出限度額も 3,600 ポンド (約 50 万 4000 円) とされた。

<sup>57</sup> HM Revenue and Customs, *op.cit.*(53)

る(図2)。また、2009年度のISA口座開設者による拠出額の所得分布別の分析では、ISA口座保有者が最も多いのは年間所得が1万ポンド～1万9,999ポンド(約140万円～約279万9,860円)の水準で全体の約3割を占め、年間所得が2万ポンド未満の層が口座保有者全体の半分以上を占める。高所得者層は、株式型ISAに資金を拠出する傾向が強く、低所得者層は預金型ISAを好む傾向がある。総じてISA制度は定着しつつあり、投資家の裾野拡大に一定の効果을あげている<sup>58</sup>。

図2 ISAの預け入れ口座数と年間拠出額の推移



(出典) HM Revenue and Customs, “Individual Savings Account (ISA) Statistics”を基に筆者作成。

## おわりに

我が国の貯蓄率は、少子高齢化の進展に伴い1980年代以降継続的に低下している<sup>59</sup>。このため、既存の家計金融資産の効率的活用は、我が国の経済活力を維持するためにより必要なものとなってきている。一方で、我が国の家計における金融資産の大半は預貯金の占める割合が高く、株式や株式投資信託等の占める割合は主要国と比べても低い状態が続いている<sup>60</sup>。このような状況下で、金融所得課税について、一般の個人にとってより一層「投資」を行いうる環境を整備することは前述の政府税制調査会金融小委員会答申が言及する「貯蓄から投資へ」の構造改革を進める上でも重要な政策的課題である。

現在、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、投資リスクを軽減できる簡素で分かりやすい税制となるよう、「金融所得課税の一体化」に向けた様々な措置が講じられており、将来的にその成果が期待されよう。また、現行の金融所得一体課税については、それを二元的所得税の導入に向けた通過点として位置づけ、さらなる改革に期待を寄せる

<sup>58</sup> 「ISAの本案 英国は今」『日本経済新聞』2013.4.3. なお、2012年度末時点での拠出総額は累積で3909億ポンド(約54兆7260億円)に達している。

<sup>59</sup> 小林航・大野太郎「日本の家計貯蓄率」『ファイナンス』533号、2010.4, pp.2-7. <[https://www.mof.go.jp/pri/research/special\\_report/f01\\_2010\\_04.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/special_report/f01_2010_04.pdf)> 家計貯蓄率は、2001年には3.7%だったが、2011年には2.3%に減少している(内閣府「国民経済計算(GDP推計)」<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>>).

<sup>60</sup> 2012年3月末時点で家計金融資産約1500兆円のうち現預金は55.2%を占める。上場株式は4.1%である(金融庁「前掲注(39), p.6」).

向きもある<sup>61</sup>。他方、個人所得課税を巡る効率性と公平性のバランスについて、性急に国際的な税率引き下げの潮流に乗り課税の水平的公平性を失うのではなく、グローバル時代の新しい公平課税の原理を再構築すべきだ、という意見も見受けられる<sup>62</sup>。

日本版 ISA は、国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大を図るという目的の下、2014年より運用が開始される<sup>63</sup>。同制度は、時限的措置であること、公社債は制度の対象外となっていることなど、使い勝手に改善の余地があり、幅広い家計に資産形成を行う機会を提供するという目的を達成するためには、制度開始後もさらなる検討を続けていくことが望ましいと考えられる<sup>64</sup>。

---

<sup>61</sup> 土居 前掲注(15)、森信 前掲注(27)など。

<sup>62</sup> 諸富徹「経済教室 直接税改革で公平性追求」『日本経済新聞』2009.12.2.

<sup>63</sup> 日本版 ISA の正式な口座開始手続きは2013年10月に始まったが、事前に専用口座の受け付けが始まり、2013年7月時点では業界全体で200万件に達した模様である（「ネット証券の逆説」『日本経済新聞』2013.7.10）。

<sup>64</sup> 金融庁は、日本版 ISA の利便性向上等を盛り込んだ2014年度税制改正要望を公表した（金融庁「平成26年度税制改正要望項目」2013年8月 <<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130830-6/01.pdf>>）。同要望には、日本版 ISA の対象口座を開設する金融機関の変更を1年単位で認めることや、口座開設手続きの簡素化等が盛り込まれている。また、金融所得課税一体化に係る損益通算ができる金融商品の範囲を拡大することも求めている。